三　前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手段に係る取引

四　インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

7　第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項のEAD$^{total}$（直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係るものに限る。）を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネッティング・セットのEAD$^{total}$とすることができる。

掛目＝$\sqrt{}$（Tm/10）

Tmは、第七十六条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット　二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット　十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット　五営業日」と読み替えるものとする。

**第三節**　先進的リスク測定方式

（先進的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

**第二百七十条の四**　先進的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、第二百七十二条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一　算出基準日のＣＶＡバリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるＣＶＡのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

二　算出基準日のＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくＣＶＡのバリュー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額

2　ＣＶＡバリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。

3　ＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。

4　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。

一　ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られる値を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$CVA=(LGD_{MKT})\times\sum_{i=1}^{T}Max\left(0,\ EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)-EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

$LGD_{MKT}$は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方の$LGD$（以下この節において同じ。）

$t_i$は、現時点から$EE_i$をｉ回目に再評価するまでの期間（以下この節において同じ。）

$t_0$は、取引相手方とのネッティング・セットにおける最長の契約満期（以下この節において同じ。）

$s_i$は、期間$t_i$に対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）

$D_i$は、期間$t_i$に対応するディスカウント・ファクター（期間$t_i$が経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、$D_0$の値は一とする。以下この節において同じ。）

$EE_i$は、期間$t_i$における取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

二　特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\ CS01_i=0.0001\times t_i\times EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}-EE_{i+1}\times D_{i+1}}{2}\right)\quad(\mathrm{i}<\mathrm{T}のとき)$$

$$Regulatory\ CS01_T=0.0001\times t_T\times EXP\left(-\frac{s_T\times t_T}{LGD_{MKT}}\right)\times\left(\frac{EE_{T-1}\times D_{T-1}-EE_T\times D_T}{2}\right)\quad(\mathrm{i}=\mathrm{T}のとき)$$

三　パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合　次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\ CS01=0.0001\times\sum_{i=1}^{T}\left(t_i\times EXP\left(-\frac{s_i\times t_i}{LGD_{MKT}}\right)-t_{i-1}\times EXP\left(-\frac{s_{i-1}\times t_{i-1}}{LGD_{MKT}}\right)\right)\times\left(\frac{EE_{i-1}\times D_{i-1}+EE_i\times D_i}{2}\right)$$

5　前項の規定にかかわらず、第七十六条第六項（第百五十六条第五項又は第百六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間を$t_T$とし、当該ネッティング・セットの実効EPEを$EE_i$としなければならない。

6　ＣＶＡバリュー・アット・リスク及びＣＶＡストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってＣＶＡリスクのヘッジを目的とするものに限り、ＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

7　前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるＣＶＡリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベーシス・リスクを反映させなければならない。ただし、ＣＶＡリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

（適用除外）

**第二百七十条の五**　前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2　カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

**第四節**　簡便的リスク測定方式

（簡便的リスク測定方式によるＣＶＡリスク相当額）

**第二百七十条の六**　簡便的リスク測定方式を用いて算出するＣＶＡリスク相当額は、第二百七十条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引の信用リスク・アセットの額に十二パーセントを乗じて得た額とする。